

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年11月27日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

山林、原野等における火災の予防上注意を必要と認めるときに、林野火災に関する注意報を発することができるようにして、及び林野火災の予防を目的とする火災に関する警報が発せられた場合の火の使用の制限の対象となる区域を指定することができるようになるとともに、併せて所要の規定の整備を行うため、この案を提出する。

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第1章～第3章の2　[略]</p> <p>第4章～第8章　[略]</p> <p>付則</p> <p>(炉)</p> <p>第3条　炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の<u>各号</u>に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防局長又は消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> | <p>目次</p> <p>第1章～第3章の2　[略]</p> <p><u>第3章の3　林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u></p> <p>第4章～第8章　[略]</p> <p>付則</p> <p>(炉)</p> <p>第3条　[略]</p> <p>(1)　火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)で有効に仕上げをした建築物等(消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。)の部分の構造が耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。以下同じ。)を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の<u>ア又はイ</u>に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防局長又は消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>ア～イ [略] (2)～(19) [略] 2～4 [略] (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(4) [略] (5) [略] (6) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> | <p>ア～イ [略] (2)～(19) [略] 2～4 [略] (火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第29条 火災に関する警報(<u>法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。</u>)が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(4) [略] (5) <u>山林、原野等において喫煙をしないこと。</u> (6) [略]</p> |
| | |

| | |
|--|---|
| <p>第56条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第59条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>2 [略] (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第59条 次に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(6) [略]</p> | <p>第56条の3 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第59条第6号において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>2 [略] (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第59条 [略]</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)</p> <p>(2)～(6) [略]</p> |
|--|---|

備考

- 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。